



有明広域行政事務組合 告示第9号

有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取扱要領を次のように定める。

平成26年10月1日

有明広域行政事務組合
代表理事 前畑 淳治



有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有明広域行政事務組合有料広告掲載に関する基本要綱（平成
年有明広域行政事務組合告示第 号。以下「要綱」という。）に基づき、有明広域
行政事務組合（以下「組合」という。）が公開、管理するホームページに掲載するバ
ナー広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとし
る。

(基準)

第2条 掲載できる広告の基準は、要綱第3条及び本要領別表1の基準を適用する。

(掲載位置)

第3条 広告の掲載を行うページ、広告の位置及び件数は、代表理事が定めるものとし
る。

(規格)

第4条 掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦45ピクセル、横165ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、GIF（アニメーション可、透過GIF不可）、JPEG又はPNGとする。
- (3) 容量は6キロバイト以下とする。

(掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠当たり月額4,000円とする。

(掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、月を単位として、当該年度末までの期間とする。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、組合ホームページバナー広告掲載申込書（様式第
1号）に、次に掲げる書類等を添えて申し込むものとする。

- (1) 広告画像の原稿案の電子データ（フロッピーディスク等により提出）

- (2) リンク先のトップページ等を出力したもの
- (3) 広告主の事業の概要が分かる書類（会社概要、パンフレット等）
（掲載決定）

第8条 代表理事は、前条の規定による掲載申込みがあったときは、第2条の基準に基づき、申込み順により、広告掲載の可否を決定する。

2 代表理事は、掲載の可否を決定したときは、その決定の内容を組合ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 前条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、代表理事が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告主は、広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し、代表理事が指定する期日までに提出しなければならない。

2 代表理事は前項の規定により広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先について、組合ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式第1号）の記載内容と相違していないこと、法令及びこの要領に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認するものとする。

3 代表理事は、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないとき、広告主に対し修正を求めることができる。

（広告の掲載）

第11条 代表理事は、第9条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）が適当であると認めるときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

（リンク先の変更）

第12条 代表理事は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が、法令又はこの要領等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第13条 代表理事は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告掲載料が納付されなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告原稿（画像データ）を提出されなかったとき。
- (3) 第10条第3項及び前条の規定による変更の求めに応じなかったとき。
- (4) その他、代表理事が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(内容の変更)

第14条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更希望日の7日前(閉庁日を除く。)までに、組合ホームページバナー広告掲載変更申込書(様式第3号)により代表理事に申し出なければならない。

2 第7条及び第10条の規定は、前項の規定によるバナー広告の変更について準用する。
(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げるときは、取り下げ希望日の7日前(閉庁日を除く。)までに組合ホームページバナー広告掲載取下申出書(様式第4号)により、代表理事に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 代表理事は、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済み月額総額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(掲載期間の延長)

第17条 代表理事は、広告の掲載期間内に組合の都合でウェブ媒体を閉鎖した場合は、又は広告主の責めに帰さない理由により組合が広告を掲載できなかった場合は、閉鎖日数又は掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。

2 前項の規定にかかわらず、閉鎖日数又は掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第2項の規定により決定を受けた代表理事ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

年 月 日

代 表 理 事 様

住所（所在地）
名称
申込者 代表者職・氏名 印
電話番号
FAX番号
担当者職・氏名

有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載申込書

有明広域行政事務組合ホームページにバナー広告を掲載したいので、有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取扱要領第7条の規定に基づき下記のとおり申込みます。

なお、申込みに当たっては、有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

リンク先の内容 (サイトマップ等)	
リンク先の URL	http://
掲載希望期間	年 月 ～ 年 月の ヶ月間
広告の内容 (画像データ)	別添電子データのとおり

<注意事項>

※バナー広告にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。組合では一切の責任を負いません。

年 月 日

様

代 表 理 事

有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 決定区分

- 掲載する
- 掲載しない

<理 由>

2 掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 月）

3 掲載料 円（ 円 × 月）

納付期限 年 月 日

4 その他（掲載条件等）

<注意事項>

広告にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。組合では一切の責任を負いません。

年 月 日

代 表 理 事 様

住所（所在地）

名称

申込者 代表者職・氏名 印

電話番号

F A X 番号

担当者職・氏名

有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載変更申込書

有明広域行政事務組合ホームページに掲載しているバナー広告の内容を変更したいので、有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取扱要領第14条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

1 変更内容

リンク先のURL

http://

バナー広告画像の変更

※別添の原稿案のとおり

2 変更希望日

年 月 日から

年 月 日

代 表 理 事 様

住所（所在地）

名称

申込者 代表者職・氏名 印

電話番号

F A X 番号

担当者職・氏名

有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取下申出書

有明広域行政事務組合ホームページに掲載しているバナー広告の掲載を次の事由により取り下げたいので、有明広域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条の規定により、申し出ます。

なお、掲載取下げによるバナー広告掲載料の返還請求はいたしませんので、申し添えます。

記

1 取下げ希望日 年 月 日

2 取下げ事由

別表 1

(規制業種及び事業者)

1 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) たばこ、ギャンブル(公営ギャンブル除く)に関するもの
- (4) 占い、運勢判断に関するもの
- (5) 興信所・探偵事務所等の業種
- (6) 特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 市町民税を滞納している事業者
- (10) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (11) 行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者

ただし、上記にあげるもののうち、規制業種の企業による規制業種以外の広告は、掲載基準に定められた業種、商品等の規制範囲内でその掲載を認めるものとする。

(掲載基準)

1 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (2) 組合の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (5) 青少年の健全育成に反するもの
 - ・暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
 - ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載する際、表示規制を要する。

なお、各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

(1) 人材募集広告

- ・労働基準法等関係法規を遵守していること。
- ・人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。
- ・人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室・学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

- ・安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
例：一ヶ月で確実にマスターできる等
- ・合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて表示する。

(3) 外国大学の日本校

- ・下記の主旨を明確に表示すること。
「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(4) 資格講座

- ・民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講習を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。
「この資格は国家資格ではありません。」
- ・「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。
「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
- ・資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- ・受講費用がすべて公費負担でまかなえるかのように誤解される表示はしない。

(5) 病院・医療機関・施術所

- ・医療法（第69条又は第71条）に規定する事項以外は表示できない。
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（第7条）及び柔道整復師法（第24条）についても、規定する事項以外は表示できない。
- ・「医学博士」「〇〇大学医学部卒業」「〇〇学会認定医」の表示はできない。
- ・付帯業務（コンタクトレンズ又は老人保健施設等、医療法にかかわらない業務をいう。）は、医療法により、同一広告枠内での表示はできない。

(6) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス

①サービス全般

- ・介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
- ・広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- ・その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。例：有明広域行政事務組合事業受託事業者等

②有料老人ホーム

- ・厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守すること。
- ・所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- ・公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

③有料老人ホーム等の紹介業

- ・広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。
- ・その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

④介護老人保健施設

- ・介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

- (7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）
- ・薬事法第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
 - ・医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

(8) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- ・健康増進法第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- ・健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。
- ・保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

(9) 不動産事業

- ・不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。
- ・不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。
- ・契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等

(10) 弁護士・税理士・公認会計士等

- ・各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

(11) 旅行業

- ・登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載する必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導があれば

よいものとする。

- ・不当表示に注意する。例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
- ・その他広告表示について旅行業法第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(12) 通信販売業

- ・特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反しないこと。

(13) 雑誌・週刊誌等

- ・適正な品位を保った広告であること。
- ・見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- ・性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- ・犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- ・タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮ある表現であること。
- ・犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- ・未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- ・公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(14) 映画・興行等

- ・暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- ・性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ・いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- ・内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- ・ショッキングなデザインは使用しない。
- ・その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- ・年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。

(15) 募金等

- ・厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- ・下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(16) 質屋・チケット等再販売業

- ・個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円等

- ・有利さを誤認させるような表示はしない。

(17) トランクルーム及び貸し収納業者

- ・「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
- ・「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく”トランクルーム”ではありません。」等

(18) ダイアルサービス

- ・”ダイアルQ2”のほか各種のダイアルサービスは内容により規制する。

(19) 金融商品

① 投資信託等

- ・将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。
- ・元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

② 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等

- ・監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。
- ・安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。
- ・利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

③ その他金融商品

当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。

※その他、表示について注意を要するもの

- ・宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）

- ・アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

- ・肖像権・著作権

無断使用がないか、確認する。

- ・個人輸入代行業等の個人営業広告

免許の有無及び事務所の有無を確認する

- ・割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示する

例：「メーカー希望価格の30%引き」